

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 縁・愛・夢-つけちという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県中津川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く市民を対象として、森林、農地、河川、空き家その他の地域資源を有効活用し環境保全及び地域資源の再生を図るとともに、農林業の振興、地域産業の育成、地域の安全と住民との交流、次世代の人材育成の推進に関する事業を行い、持続可能な地域社会の実現及び地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)観光の振興を図る活動
- (4)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6)環境の保全を図る活動
- (7)災害救援活動
- (8)地域安全活動
- (9)子どもの健全育成を図る活動
- (10)経済活動の活性化を図る活動
- (11)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①農業、森林その他の地域資源の保全、再生及び活用に関する事業
- ②地域資源を活用した地域振興及び地域産業の育成に関する事業
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時をもって任期とする。

(1) 任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。

(2) 後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算の決定
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。
ただし、緊急の必要があるときは、理事全員の同意を得てこの期間を短縮することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	細江 拓也
副理事長	高橋 洋人
理事	湯本 英朋
監事	伊藤 かほり

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、2028年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2026年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 正会員入会金 | 1,000 円 |
| 正会員会費 | 1,000 円 (年会費) |
| (2) 賛助会員入会金 | 1,000 円 |
| 賛助会員会費 | 1 口 3,000 円 (年会費) |

役員名簿

特定非営利活動法人 縁・愛・夢-つけち

番号	理事・ 監事の別	役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
1	理事	理事長	細江拓也		無
2	理事	副理事長	高橋洋人		無
3	理事	理事	湯本英朋		無
4	監事	監事	伊藤かほり		無
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					

設立趣旨書

1、趣旨

近年、我が国では人口減少による少子高齢化の進行により、地域コミュニティの衰退、森林の荒廃、耕作放棄地や空き家の増加、河川環境の悪化など、地域社会を取り巻くさまざまな課題が深刻化しています。

特に地方では、地域活動を支える担い手不足によりこれまで地域で守られてきた豊かな自然環境や農地などの地域資源が十分に活用されない状況が生じています。その結果、地域の活力が低下するとともに、人と人とのつながりが希薄になり、地域コミュニティの維持・発展が難しくなりつつあります。

イハラサイエンス(株)は、あらゆる産業の配管関連事業に携わり、創業以来 85 年以上にわたり事業活動を続けてきました。また、縁あって中津川市付知町において、工場を開設してから 55 年以上となり、地域の皆さまに支えていただきながら、地域とともに歩んできました。この地で働き、暮らす者として、これまでお世話になった地域にどのように恩返しをしていくことができるのか、また次の世代に豊かな自然と活力のある地域を引き継いでいくために何ができるかを考えてきました。

現在、(公財)イハラサイエンス中野記念財団において、研究助成事業や奨学金事業とともに岐阜県中津川市地域において森林保全事業に取り組んでおり、その活動を通じて地域のさまざまな主体との連携、協働の必要性を強く認識しました。

こうした経験や想いを共有した者が集まり、それぞれが培ってきた経験や知見を活かしながら、地域住民、企業、行政、教育機関、ボランティアなど、多様な主体と対話し、連携、協働して地域の問題解決に取り組むため、特定非営利活動法人を設立することとしました。

まずは、これまで取り組んできた耕作放棄地等の農地の再生・活用の取り組み、地域住民と都市部の人々との交流ができるイベントを開催しコミュニティの活性化を図ります。さらに、活動の進展に応じて、森林、河川、空き家などの地域資源の保全・活用、環境教育や自然体験活動、地域交流など、地域の課題やニーズに応じた活動へと取組を広げ、地域資源を生かした活動と一緒につくっていくことを目指します。

これらの活動を一過性のものとするのではなく、地域住民、企業、行政、教育機関、ボランティアなど、さまざまな主体と連携しながら継続的に取り組むことで、地域資源の有効活用と地域コミュニティの活性化を図り、将来にわたって持続可能な地域社会の構築に貢献していきます。

また、この活動を継続的かつ安定的に実施していくためには、活動の透明性及び社会的信用を確保するとともに、地域の皆様をはじめ、企業、行政、各種団体等と連携・協働しながら、活動を安定的・継続的に実施し公益性の高い活動を推進するために法人格の取得が必要であると考えました。

2、申請に至るまでの経過

- ・令和 8 年 6 月 特定非営利活動法人設立のための調査、説明会参加
- ・令和 8 年 7 月 設立準備会を開催
- ・令和 8 年 8 月 (公財)イハラサイエンス中野記念財団の事業内容の勉強会
- ・令和 8 年 9 月 特定非営利活動法人設立のための勉強会開催
- ・令和 8 年 10 月 特定非営利活動法人 縁・愛・夢-つけちの設立総会実施

2026 年 10 月 6 日

特定非営利活動法人 縁・愛・夢-つけち
設立代表者： 細江 拓也

設立当初の事業年度の事業計画書
法人成立の日から 2026 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人縁・愛・夢-つけち

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度においては、次年度以降に法人目的を達成するために、今後の継続的な活動の計画作成を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①農業、森林 その他の地域資源の保全、再生及び活用に関する事業	・ 山林、耕作放棄地の整備の計画作成 ・ 耕作放棄地の活用の計画作成（菜の花栽培、そばの播種） ・ 間伐材の活用による薪作りの計画作成	(A) 2026 年 12 月 (B) 中津川市 (C) 10 人	(D) - (E) -	0
②地域資源を活用した地域振興及び地域産業の育成に関する事業	・ 地域振興イベント開催の年間実行スケジュール作成（植樹会、そば祭り、デイキャンプ） その他イベントの企画案の創出	(A) 2026 年 12 月 (B) 中津川市 (C) 15 人	(D) - (E) -	0
③その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・ 法人の広報活動 ホームページ作成のための構成案を出す	(A) 2026 年 12 月 (B) 中津川市 (C) 3 人	(D) - (E) -	0

2027 年度の事業計画書
2027 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人縁・愛・夢-つけち

1 事業実施の方針

地域の耕作放棄地を整備し有効活用地を拡大し、地域の環境保全、農業振興及び地域コミュニティの活性化につなげる。

地域の耕作放棄地を確保し、農地として再生するとともに農産物の栽培を開始する。また、市民や都市部の人々が参加できるイベントを開催し、農作業や地域活動への参加を通じて、当法人の設立目的及び活動内容について、理解を深めていただく機会を創出する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①農業、森林その他の地域資源の保全、再生及び活用に関する事業	・山林・耕作放棄地の整備 草刈り 9 回/年 伐採 3 回/年 ・耕作放棄地の活用 菜の花栽培（景観改善） そばの播種 ・間伐材の活用による薪作り、薪割り	(A) 通年 (B) 中津川市 (C) 30 人	(D) 耕作放棄地の地主及び地域住民 (E) 100 人	1,500
②地域資源を活用した地域振興及び地域産業の育成に関する事業	・地域振興イベントの開催 植樹会の開催 4 月 デイキャンプ 8 月 そば祭りの開催 11 月 その他企画イベント	(A) 通年 (B) 中津川市 (C) 50 人	(D) 地域住民及び都市部人々 (E) 300 人	2,000
③その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・法人の活動内容や目的を広く市民に周知するためのホームページ開設、instagram の開始	(A) 2027 年 10 月 (B) 中津川市 (C) 3 人	(D) 中津川市地域住民 (E) 500 人	900

設立当初の事業年度活動予算書

法人設立の日 から 2026年12月31日まで

特定非営利活動法人縁・愛・夢-つけち

(単位：円)

科目	小計	合計	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
正会員受取会費入会金	0		
賛助会員受取会費	0		
賛助会員受取入会金	0		
		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計 (A)			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
消耗什器費			
広告宣伝費			
委託費			
ボランティア謝金			
消耗品費			
雑費			
その他経費計	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払手数料	0		
広告宣伝費	0		
消耗品費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計 (B)			0
当期経常増減額 (A) - (B)			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2027年度 活動予算書
2027年 1月1日 から 2027年12月31日まで
特定非営利活動法人縁・愛・夢-つけち
(単位：円)

科目	小計	合計	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	15,000		
正会員受取会費入会金	15,000		
賛助会員受取会費	15,000		
賛助会員受取入会金	3,000		
		48,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,000,000		
		5,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計 (A)			5,048,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,200,000		
法定福利費	240,000		
人件費計	1,440,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	50,000		
減価償却費	30,000		
什器費	0		
広告宣伝費	900,000		
委託費	1,150,000		
ボランティア謝金	200,000		
消耗品費	430,000		
雑費	200,000		
その他経費計	2,960,000		
事業費計		4,400,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	0		
支払手数料	100,000		
広告宣伝費	0		
消耗品費	20,000		
その他経費計	150,000		
管理費計		150,000	
経常費用計 (B)			4,550,000
当期経常増減額 (A) - (B)			498,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			498,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			498,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			498,000